

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日 令和 年 月 日

中国地方整備局長

殿

ふりがな
氏名

本籍(都道府県名のみ)		(※外国籍の方は、国名を記載して下さい。)
住所	(〒 -)	
電話番号	- -	(※日中、連絡のとれる番号を記載して下さい。携帯可)
生年月日	年 月 日	

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
合格証明書の交付年月日	年 月 日			(※不明の場合は記載不要)
合格証明書番号				(※不明の場合は記載不要)

再交付申請の理由	(※「滅失」か「損傷」を選択(記載)してください。)
(「滅失」の場合には、その経緯と滅失理由を具体的に記載してください。)	
再発防止策	(※再交付申請が2回目以降の場合に記載して下さい。)

※収入印紙貼付欄 (2, 200円分)

(都道府県の収入証紙や郵便切手は不可です。申請者は消印をしないで下さい。)
貼りきれない場合は、欄外に貼付しても構いません。

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付に当たり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
 - 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
 - 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
 - 技術検定合格証明書の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
 - 再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
 - 本人及び住所確認書類として、以下のいずれかの書類の添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
 - 運転免許証のコピー (表面及び裏面。有効期限内のものに限る。)
 - 監理技術者資格者証のコピー (表面及び裏面。有効期限内のものに限る。)
 - 住民票の写し (提出日時時点で、市町村の発行から6ヶ月以内の原本またはそのコピー。)
※個人番号(マイナンバー)はマスキング(黒塗り)して提出してください。
 - マイナンバーカードのコピー(表面のみ。有効期限内のものに限る。)
 - 在留カードのコピー (表面及び裏面。有効期限内のものに限る。)
 - 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
 - 前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
 - 再交付申請の理由が滅失、損傷(旧氏(旧姓)または通称併記に関する記載変更のみの場合を含む。)以外のものは受理できません。
 - 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
 - 再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
 - 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
 - 合格証明書の交付者に係る個人情報は、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。
 - 旧氏(旧姓)または通称併記を希望される場合は、旧氏(旧姓)または通称が併記された以下の①～③の書類のいずれかと前回交付された合格証明書を提出(返却)してください。
 - 住民票の写し(コピー可)、②マイナンバーカード(表面)のコピー、③運転免許証(表面及び裏面)のコピー
- ※ 令和6年4月1日以降に交付される合格証明書については、本籍が記載されません。
本籍の記載がある合格証明書をお持ちで、本籍の記載がない合格証明書の交付を希望される方は「記入例」の欄外の説明をご覧ください。(必須の手続きではありません。)